

中国食品安全法についての検討

楊 琴

1 はじめに

中国では改革開放以来、食品安全に関する事件が経済の発展にともなって多発してきた。このような事態を重くみた中国政府は、法整備などを行った。1982年に『食品衛生法（試行）』を制定し、関係システムの整備を進めてきたが、『食品衛生法』が正式に制定されたのは、それから10年以上が経過した1995年のことであった。その後、また10年以上にわたる社会経済の発展にともない、食品に関わる事件の多発を受けて法制度の整備が続いている。例えば、2009年には、『食品安全法』などの法律が制定された。

現在、中国は食品安全に関する法律システムを整えつつあり、『食品安全法』（2015年改正）を柱とし、数本の食品安全に関わる法律と約100本の規章、さらには約500項の食品衛生基準があり、加えて『消費者権益保護法』（1993年制定、2013年改正）、『製品品質法』（1993年制定、2000年改正）、『標準化法』（1989年）、『農業法』（2003年制定、2012年改正）、『輸出入商品検閲法』（1989年制定、2013年最新改正）、『刑法』（1997年制定、2015年最新改正）など¹の法律の中に食品安全関連の条項を設けるなどして、中国の食品安全性確保に関するシステムの基本的な骨組みを構築している。

以下では、制定された『食品安全法』を中国食品安全に関する代表的な法として検討してみる。

2 食品安全法

中国政府は、冒頭で述べたような食品の安全に関わる事件の深刻さを認識し、食品の安全性確保のための法的基盤が不十分であると判断した。その結果、2009年に『食品安全法』を制定したが、同法は2015年4月24日に改正され、同年10月1日から施行された。2009年の『食品安全法』の内容は、2007年7月25日に制定された「国務院關於加強食品等產品安全監督管理的特別規定」を基に、既存の1995年に実施された『食品衛生法』の改正とともに数多くの新規制度を加え、より十全な食品安全管理体制の確立を目指すものとされた（鎌田2008、中国法制出版社（編）2007：10-12）。そのため、従来の『食品衛生法』は、この法律の施行日より廃止された。ところが、その後も食品メーカー等による食品の安全に関わる事件が後を絶たなかったため、同法の改正作業が進められた。

『食品衛生法』と『食品安全法』とは、2文字しか違わないが、そこには文字の変更だ

けではなく、食品の監督管理の考え方に違いが見られる。すなわち、従来は、食品の清潔・衛生が確保できているかどうかを、製品となった段階で検査していただけであったのが、生産から流通にいたるまでの全過程を視野に納め、監督・管理するようになった²。このような考え方の根本的な転換の目的は、食品の安全性を確保するため、食品に関わる企業の生産経営の各段階に存在する食品安全性に関する潜在的問題を解決し、食品生産の全行程にわたる監督管理を強化、実施することにある。

本法は10章154条からなり、内容は総則、食品安全上のリスクの監視と評価、食品安全基準、食品生産・流通・販売の責任、食品検査、食品の輸出入、食品安全上の予防や事故処理、処罰規定などを含む。その立法の実体規定などからは以下のことが読み取れる。

2.1 立法目的および適用範囲

(イ) 立法目的

人々の生活水準が豊かになるにつれて、消費者の食品安全に対する関心も高くなってきた。ところが、ここ数年来、中国では食品安全事件が頻繁に発生したため、食品安全はすでに人々の体の健康と生命の安全に深刻な影響をもたらす重要な問題になると、本法は位置づけている。次々に発生する食品安全事件が、消費者に食品安全に対する不安を繰り返し誘発し、さらに国家と社会の安定と、経済の良好な発展に対して大きな衝撃をもたらした。その上、経済のグローバル化にともなって、このような事件が、国際貿易の中で国外の消費者に対して中国製品の信用に連鎖的に極めて悪い影響を与えることとなる（高杉2007：4）。そのうえ食品の安全は国家と社会の安定的発展、民衆の生命と健康についての権利と関係しているので、どのように消費者の健康と生命の安全を保障し、食品安全問題の解決を図るのかは、世界各国の政府の1つの重要な戦略任務となっている。そのため、中国の食品安全法は「食品の安全を保証し、公衆の健康と生命の安全を保障するために本法は制定される」（第1条）として、その目的を定めている。

(ロ) 法の適用範囲

『食品安全法』の第2条は、①食品の生産と加工（以下、「食品の製造」と略称する）、食品の流通と飲食のサービス（以下、「食品の販売」と略称する）、②食品添加剤の製造・販売、③食品に用いる包装材料、容器、洗浄剤、消毒剤および食品の製造・販売に用いる器具、設備（以下、「食品関連製品」と略称する）の製造・販売、④食品の製造・販売者の食品添加物、食品関連製品の使用、⑤食品、食品添加物および食品関連製品に対する安全管理を定義し、これらの活動に従事する場合には、本法の規律に服することを定めている。

食用の農産物（以下、「食用農産物」と略称する）の品質安全管理については、『農産品品質安全管理法』の定めによって監督管理されるが、食用農産物の品質安全の基準の制定、食用農産物の安全関連情報の公表にあたっては、本法の関連規定を遵守しなければならない。

保健食品の品質安全管理については、『食品安全法』第51条によって明確にされ、その具体的な管理方法は国务院の規定に従う。

同時に、食品、食品添加物、食品に用いる包装材料および容器、食品の製造・販売に用いる器具・設備、食品に用いる洗剤・消毒剤、品質保証期間などの用語の意味については、本法の付則第99条で説明されている。

2.2 行政主体およびその職責³

（イ）国务院の関連食品安全監督部門

国务院の品質監督部門、工商行政管理部門、国家食品薬品監督管理部門が、本法および国务院が規定する職責に従って、食品製造、食品流通、飲食サービスの活動の実施についてそれぞれ監督管理を分掌する。

国务院衛生行政部門は、食品安全の総合的な調整の職責を負い、食品安全のリスク評価、食品安全基準の制定、食品安全情報の公表、食品検査機関の資格認定条件と検査規範の制定の責任を負い、食品安全重大事故の調査と処理を指揮する（第4条）。

（ロ）地方政府の職責と役割分担

県級以上の地方人民政府は、その行政区域の食品安全監督管理義務について統一的に責任を負い、指導、調整、とりまとめを行い、健全な食品安全の全てのプロセスを監督管理する義務を負い、そのためのメカニズムを構築する。また、食品安全に関わる突発事件に対応しなければならないという義務に基づいて、統一的に指導、指揮する。また、食品安全監督管理責任制を完全なものとして実行し、食品安全監督管理部門に対して、評議審査する。

県級以上の地方人民政府は、本法および国务院の規定に基づいて同じ級の衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門の食品安全監督管理の職責を確定する。関連部門はその職責の範囲において、その行政区域の食品安全を監督管理すべき義務に対して責任を負う。

上位の人民政府の所属部門が下位の行政区域に設置した機関は、所在地にある人民政府の統一的なとりまとめと調整の下で、法に基づき食品安全監督管理義務を実施する（第5条）。

(ハ) 監督部門の役割分担

各食品安全の各監督部門が各自思い思いのことをやっけてしまい仕事が連携しないことを防止するために、県級以上の衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、相互に意思疎通を図り、密接に協力しあわなければならない。その上で、それぞれの職責に基づいて分担して、法に基づく職権を行使し、責任を負うものとする（第6条）。

(二) 国家級管理機関

食品安全の監督管理体制をさらに効果的なものとするために、国務院に食品安全委員会を設立し、その職責は国務院によって別に規定される（第4条）。

(ホ) 国務院の食品安全管理体制の調整権限

国務院は必要に応じて、食品安全監督管理体制を調整することができる（第103条）。

2.3 品質監督部門の職責⁴

(イ) 食品の生産許可の担当

食品の生産経営に対して許可制度を実行する。食品の生産に従事する者は、法律に基づいて食品生産許可を得るものとされる。県級以上の品質監督部門は、「行政許可法」の定めによって、申請者の提出する関連資料を審査し、必要な時に申請者の生産経営現場に対して綿密な調査を行い、定められた条件に合致すれば許可を与え、これに対して、定められた条件に合致しなければ許可を与えず、その理由を書面で説明するものとしている（第29、31条）。

本法は、国家が食品添加剤の生産に関しても許可制度を実行することを定めている。食品添加剤の生産許可を申請する条件・方法については、国家工業製品許可証管理に関連する規定によって実施する（第43条）。

食品生産経営者が、本法施行前にすでに相応の許可証を取得している場合、取得済みの許可証は引き続き有効とされている（第100条）。

(ロ) 食品安全に関するリスク評価の通知、提案、監視管理の職責の履行

品質検査システムについて、具体的な職責を明確に規定した。すなわち、①関連食品の安全についてのリスク情報を入手した場合、直ちに国務院の衛生行政部門に通知するものとする。②国務院の衛生行政部門に食品安全に関するリスク評価提案を行うものとし、関連情報と資料を提供する。③食品安全に関するリスク評価結果によって食品が安全ではないとの結論を得た場合、職責範囲に応じて直ちに相応の措置をとるものとし、この食品の生産経営を停止させる権限を確保し、食用を停止するよう消費者に告知する

(第12、15、16条)。

(ハ) 食品安全に関する基準整理番号の提供

食品安全国家基準は国務院の衛生行政部門によって制定・公布され、国家基準化管理委員会によって国家基準整理番号が提供されると規定している。本法は、食品安全基準が強制執行の基準であることをも規定している。食品安全基準を除いて、その他の食品に関する強行的基準を制定することはできない。本法では、国務院衛生行政部門が現行の食用農産物品質安全基準、食品衛生基準、食品品質基準、関連食品の業界基準に対する強制執行基準などの諸基準を統合し、統一的な食品安全国家基準とすることを明確にしている(第19、21、22条)。

(二) 不合格な食品に対してリコールの責任を課する

食品のリコール制度を創設する。食品の生産者は、その生産する食品が食品安全基準にてらして不合格となった場合、直ちに生産を停止するものとし、すでに発売して販売中の食品をリコールし、これを関連生産経営者と消費者に告知し、そのリコール状況を記録する。食品の生産者はリコールした食品について、救済、無害化の処理、廃棄などの措置を講ずるものとし、食品のリコールと処理状況を県級以上の品質監督部門に報告する。食品生産経営者が定めを守らず、安全基準に不合格な食品をリコールせずまたは経営を停止しなければ、県級以上の品質監督部門はそれにリコールまたは経営を停止する責任を果たすよう指導をするなど、具体的な規定がなされている(第53条)。

(ホ) 食品検査義務の展開

食品安全管理部門は、食品に対して検査を免除することができない。県級以上の品質監督部門は、食品に対して定期的または不定期に抜き取り検査を行うものとする。品質監督部門は、抜き取り検査する見本を購入するものとし、検査費などを受け取らない。その他に、県級以上の品質監督部門は、法律の執行の過程で食品に対して検査を行う必要がある場合、資格を有する食品検査機関に依頼してこれを行い、その費用を支払う。検証の結論に対して異議があるときは、法律に基づいて再検査を行うことができることを規定している(第60条)。

本法は、食品の検査機関が国家の認証・認可関連の規定に基づいて資格認定を得た後に、食品の検査活動に従事することができるとしている。食品の検査は検査機関と検査者の責任の下で実施する。食品の検査報告書には検査機関の公印を押すものとし、検査者の署名または捺印も必要である。食品の検査機関と検査者はその発行する食品の検査報告書に対して責任を負うことも規定している(第57、59条)。

(ヘ) 食品安全事故に対する処置

品質監督部門は日常的な監督管理業務の中で食品安全事故を発見した場合、または食品安全事故に関する通報を受けた場合、ただちに衛生行政部門に通報するものとされ、衛生部門と共同で調査・処理を行う。具体的な方法としては、食品安全事故を招くおそれのある食品と原料を密封・保存し、直ちに検査する。食品と原料に何らかの汚染が確認されたときは食品の生産経営者に本法の定めに基づいてリコール・経営の停止・廃棄を行う責任を果たすよう指導する。さらに問題のある食品の器具と用具を密封・保存し、洗浄や消毒などを行う責任を果たすよう指導することを規定している（第71、72条）。

（ト）食品生産者に対する監督検査の実施

県級以上の品質監督部門が食品の生産者に対して監督検査を行う場合、監督検査の状況と処理の結果を記録するものとし、食品の生産者の食品安全信用書類を作成する。不良な信用記録がある食品の生産者に対しては監督検査の回数を増加する。監視管理の義務を果たす際、品質監督部門は「五大」権限を行使することができる。すなわち、①食品の生産経営現場に入って検査を実施する、②生産経営の食品に対して見本を抜き取って検証を行う、③関連契約書、領収書、帳簿とその他の関連資料を調べ、複製する、④食品安全基準にてらして不合格とされた食品、食品に含まれる違法な原料・食品添加剤・食品の関連製品、違法に使用された、または汚染された器具・設備等を押収する。⑤違法な食品の経営活動に従事する事業所に対して差し押さえを行うなどの措置が規定されている（第77、78、79条）。

（チ）食品安全情報についての正確、迅速、客観的な報告

県級以上の品質監督部門は職責に応じて、食品安全について日常的な監督管理の情報を正確、迅速かつ、客観的に公表するものとする。本法による情報を統一的に公表する必要がある場合、上級の主管部門に報告するものとし、上級の主管部門から直ちに国務院の衛生行政部門へ報告する。必要な場合には、国務院の衛生行政部門に直接報告することができる。県級以上の衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、商工業行政管理部門、食品薬品監督管理部門は食品安全に関する情報を相互に連絡・通知することが規定されている（第82、83条）。

（リ）苦情の処理

県級以上の品質監督部門はコンサルティングを受け、苦情、通報を受ける職責を有する。これらを受けたときは回答、事実の確認、処理を直ちに行うものとする。本部門の職責に属さないことに対しては、書面によって告知し、権限を有する処理部門に処理を引き渡すものとする。これを受けた処理部門は事案を直ちに処理するものとし、他へ引き渡してはならない。法に基づく権限と手続きにしたがって食品安全監督管理の職責を

履行ものとし、製造・販売者による同一の違法行為に対して、2回以上の行政処罰（罰金）を科すことはできない。犯罪の容疑がある場合には、法に基づいて公安機関に移送しなければならないことを規定している（第80、81条）。

（ヌ）「食品安全法」に違反する行為に対する処罰

品質監督部門の職責範囲については、行政処罰の定めが8か条あり、約20種類の違法行為に対して行政処罰を科すものとされている。その際の違法行為には、無許可で食品製造経営活動または無許可で食品添加剤の製造に従事すること（第84条）、栄養成分が食品安全基準に不合格であるにもかかわらず、もっぱら幼児とその他の特定の人に対して供給される補助食品を製造経営すること（第85条第3項）、検査記録制度、工場出荷検査記録制度を作らず、または守らない場合（第87条第2項）、事故を起した部門が食品安全事故の発生後、処置・報告などを行わない場合（第88条）などが含まれる。

2.4 食品安全制度の骨組み⁵

（イ）食品安全リスク・モニタリングと評価制度

食品安全リスク・モニタリングと評価は、世界各国で食品のリスクの予防とコントロールに広く適用され有効とされる措置である。

国は、食品安全リスク・モニタリング制度を構築し、食源性疾病、食品汚染および食品中の有害物質についてモニタリングを実施する。

国務院衛生行政部門は、国務院の関連部門と共同で、国家食品安全リスク・モニタリング計画を制定、実施する。省、自治区、直轄市人民政府の衛生行政部門は、国家食品安全リスク・モニタリング計画に基づいて、その行政区域の具体的な状況にてらして、その行政区域の食品安全リスクに対するモニタリング制度を制定、実施するようとりまとめる（第11条）。

国は、食品安全リスク評価制度を構築し、食品、食品添加物中の生物的・化学的・物理的危害に対してリスク評価を実施する（第13条）。

（ロ）食品安全基準の制定と公布制度

食品安全国家基準は、国務院の衛生行政部門が制定、公布し、国務院基準化行政部門による国家基準の通し番号を付すものとする（第21条）。

食品安全基準に関連する内容は、食品と食品に関連する製品の中の病原性微生物・農薬残留・獣薬残留・重金属・汚染物質とその他の人体の健康を害する物質の制限規定、食品添加剤の品種・使用範囲・使用量、もっぱら幼児とその他の特定の人に対して供給される補助食品を製造経営すること、食品安全と栄養に関するラベル・マークおよび説

明書の規制、食品の製造経営の過程中的衛生に対する規制、食品安全に関する品質規制、食品の検査方法と規程、その他の食品安全基準を規制することの必要性などである（第20条）。

（ハ）食品安全事故の処置制度

食品安全事故の応急措置と食品安全事故の報告制度を含む、国務院による食品安全事故の応急議案を制定する（第70条）。事故を発生させた部門および患者を収容し治療する部門は事故を起した場所の県級の衛生部門へ直ちに報告するものとする（第71条第1項）。食品安全監督管理部門は、日常の監督管理の中で食品安全事故を発見したとき、または関連食品安全事故の通報を受け取ったときは、直ちに衛生行政部門に通知するものとする（第71条第2項）。重大な食品安全事故が発生したら、報告を受けた県級衛生行政部門は、規定にしたがって本級政府と上級政府の衛生行政部門に報告するものとする。県級政府と上級政府の衛生行政部門は同様の規定にしたがって報告するものとする（第71条第3項）。

（二）食品製造企業の責任義務制度

食品製造経営企業は当部門の食品安全管理、食品製造の従業員の健康管理、仕入れ検査の記録と食品の工場出荷時の検査記録の制度を創設・整備するものとし、法律、法規と食品安全の基準にしたがって製造経営活動に従事して、社会と公衆に対する責任を負い、食品の安全を保証し、社会の監督を受け入れ、社会的責任を引き受ける（第34、35、36、37、38、39条）。

（ホ）食品流通全般の監督管理体制

商工業行政管理部門は、食品流通における食品安全監督管理に責任を負う。主要な職責は食品の流通全般における許可管理、食品のリコールと営業停止、食品のサンプリング検査、監督検査、食品の広告管理があり、食品安全事故、通報と食品安全情報を衛生部門に通知し、食品安全事故の調査と処理に参与する（第36～43条）。

（ヘ）飲食全般の監督管理体制

食品薬品監督部門は飲食サービスの食品安全監督管理に責任を負う。主要な職責は、食品の飲食サービスの許可管理、飲食サービスにおける食品のリコールと経営停止、食品のサンプリング検査、監督検査、食品安全事故、通報と食品安全情報を衛生部門に通知し、食品安全事故の調査と処理に参与する（第27～34条）。

（ト）食品安全情報の統一的な公布制度

国務院衛生行政部門が統一的に公表する情報は、国家食品安全の全体状況、食品安全リスク評価情報と食品安全リスク警告情報、重大な食品安全事故および処理情報、その

他の重要な食品安全情報とされている。これらは国務院によって確定される必要があり、統一して公表される情報を含む。その中には、食品安全リスク評価情報と食品安全警告情報と重大な食品安全事故および処理情報があるが、その影響が特定の地区に限られる場合、関連の省、自治区、直轄市における政府の衛生行政部門によって公表される。県級以上の農業行政部門、品質監督部門、商工業行政管理部門、食品薬品監督管理部門は各自の職責に応じて食品安全に関する日常の監督管理情報を正確、迅速、客観的に公表する（第82、83条）。

（チ）違法行為に対する法律責任制度

食品安全法に違反した場合の法律責任については、ともに1章の15条に定められている。そこには、食品製造経営者、食品の検査機関・人員、食品安全監督管理部門または食品検査を引き受ける職責機関、食品業者協会、消費者協会、県級以上の地方政府において食品安全を監督管理する際の違法行為に対して、直接責任を負う担当者和その他の直接責任人員への民事、行政、刑事の法律責任が明確に規定されている。さらに特別に民事賠償責任に優先して10倍賠償請求の制度が規定されている（第84～98条）。

2.5 禁止される製造経営食品⁶

中国において以下の食品は製造経営を禁止される（第28条）。

（イ）非食品の原料を用いて製造される食品または食品添加剤以外の化学物質とその他の人体の健康に危害を与える可能性がある物質を添加した食品、または回収食品を原料として製造された食品。

（ロ）病原性微生物、残留農薬、残留獣薬、重金属、汚染物質とその他の人体の健康を害するものの含有量が食品安全基準の制限量を越えた食品。

（ハ）栄養成分が食品安全基準に適合しない、もっぱら幼児とその他の特定の人に対して供給される補助食品を製造経営すること。

（ニ）腐敗変質した食品、油脂が酸化した食品、カビ・虫のついた食品、汚れて不清潔な食品、異物が混入した食品、不純物が混ざった食品または感覚的に異常な食品。

（ホ）病死、毒殺または死因の不明な鳥獣、家畜、水産動物およびその製品。

（ヘ）動物衛生監督機構の検疫を経ていない、または検疫不合格の肉類、または肉類製品。

（ト）品質保証期間を過ぎた食品。

（チ）あらかじめ包装されたラベルがない食品。

（リ）国が、病気を防ぐなどの特殊な必要性のために製造・販売を明確に禁止した食

品。

(ヌ) 他の食品安全基準または要求に適合しない食品。

(ル) 包装の材料、容器、輸送器具などにより汚染された食品。

2.6 食品の輸出入⁷

食品安全国家基準がない食品、または初めて新たな品種の食品添加剤、新たな品種の食品に関連する製品を輸入する場合、輸入企業は国務院の衛生行政部門に申請を提出して関連する安全性評価資料を提出するものとする。国務院の衛生行政部門は本法の第44条の定めによって許可を決定するかどうかの権限を有し、直ちに対応する食品安全国家基準を制定する（第63条）。

あらかじめ包装された食品を輸入する場合、中国語のラベルと中国語の説明書を添付または貼付しなければならない。ラベル、説明書は、本法および中国の他の関連法律、行政法規および食品安全国家基準の要求に合致しなければならず、食品の原産地および中国国内の代理業者の名称、住所、連絡方法を明記しなければならない。あらかじめ包装された食品に中国語のラベルおよび中国語の説明書がない場合、またはラベルおよび説明書が本条の規定に合致しない場合、輸入することができない（第66条）。

輸入企業は、食品の輸入と販売についての記録制度をもつものとし、食品の名称、規格、数量、生産期日、生産またはロット番号、品質保証期間、輸出企業と購入者の名称および連絡方法、納期などの内容を実際に記録する。食品の輸入と販売の記録は真実でなければならず、保存期限が2年より短くてはならない（第67条）。

輸出食品は出入国検証検疫機関により監督・抜き取り検査を行い、税関は出入国検証検疫機関により発行される通関証明によって検証をする。

輸出食品の生産企業と輸出食品の原料栽培・養殖場は国家の出入国検証検疫部門によって記録されるものとする（第68条）。

3 おわりに

法律の最大の目的は、食品安全に関する行政機関の連携不足や所管官庁の責任範囲の曖昧さを解消するため、国務院(日本の内閣に相当)直属の食品安全委員会を新設し、省庁への指揮監督や連携を強めようとしていることにある（李2009）。すなわち、10以上の食品管理行政機関がかかわり、責任の輻輳と杜撰な法執行につながってきた以前の食品監督システムを簡素化したことである。これにより、繰り返される食品スキャンダルの元凶とされてきた監督システムの問題点を解消することが期待されている（悟2009）。

このシステムに関わるのは衛生部（MOH）、農業部（MOA）、質量監督検閲検疫総局（AQSIQ）、工商行政管理総局（SAIC）、食品薬品监督管理局（SFDA）の5部局に限られ、それぞれの責任分担も明確にされた。中心的役割を担うのは衛生部で、リスク評価、基準の設定、事故の調査、情報発信などの新たな任務を負う。食用農産物は農業部、食品流通は工商行政管理総局、食品製造は質量監督検閲検疫総局、食堂等料理提供部門は食品薬品监督管理局が監督責任を負う。そして、これらを調整・指導する上位の機関として国家食品安全委員会を新設する。その責任と権限の詳細は国务院の後の決定に委ねられるが、委員長は副総理級をもってあてる。

このような監督機構の改革に加え、添加物の使用から安全・栄養ラベルにいたるまで広範な領域をカバーする強制力をもった安全基準が制定される。

これまで中国で農薬残留基準など内容の異なる各省庁独自の基準が少なくなかったが、これは食品関連企業に対して規制順守のコスト増をもたらすだけでなく、消費者にも混乱を生じさせていた。『食品安全法』では強制規格に関する内容はすべて国家基準(GB)に統一される。

許可された添加物以外の一切の化学物質や物質の使用は禁止される。衛生部が食品添加物の評価と承認、使用規制に責任を負い、これに違反した食品生産者は、重大なケースにおいては、閉鎖か生産ライセンス取消の懲罰を科される。

食用農産物の生産者は、農薬、肥料、生長調整剤、獣医薬、飼料と飼料添加物の使用にあたって、食品安全基準を遵守し、生産記録も保存しなければならない。違反者は、最大で販売額の10倍の罰金を科される（杜2008）。

中国では、食品安全性とは関係のない風評被害も数多く見られるために、食品安全リスク評価制度を創設した。各分野の専門家による食品安全リスクの評価を行わせ、科学的・客観的な情報を発信することによって食品企業を風評被害から守るとともに、消費者に安心感を与えようとしている。

一方、食品に関する検査免除措置が廃止された。食品安全監督管理部門は、定期的または不定期に食品の検査を行うよう規定されている。これにより、「一回合格すれば後は問題としない」という食品検査規則はなくなり、食品安全分野には「特権」が存在しないことになった。

また、健康食品の監督管理を初めて法律の条文に盛り込み、国家は、特定の保健機能を持つと称する食品に対し、厳格に監督管理を実行するものと規定している。これらを全体的に見れば、本法は中国が食品安全の規範化に向けて踏み出した重要な一歩だといえる。

消費者権利の保護のため、食品安全監視組織や食品業界団体、消費者団体は食品の宣伝をすることが禁止される。芸能人やスポーツ選手ら有名人が出演した広告の食品に問題が発生した場合、有名人も食品メーカーの経営者とともに連帯責任を負う。

要するに、『食品安全法』は、製造・販売者の責任を明らかにし、各基準項目を規格化し、政府の監督管理職責制度を完備し、新しい理念と制度が盛り込まれることで、国民のための厳密な食品安全ネットワークを整備しようとするものである。

[注]

- 1 ここでは、『食品安全法律法規政策コンパイル』編写組（編）2015『食品安全法律法規政策コンパイル』中国民主法制出版社：第一部分1-300、法律出版社法規中心（編）2008『中華人民共和國民事法律法規全集（2008年）』法律出版社，289－310、日本貿易振興機構（ジェトロ）輸出促進・農水産部2008「中国に食品の安全確保に関する政策と実態調査」（2007-EXD 食品規制9）平成19年度 食品規制実態調査 3月：15-17を参照し、まとめた。
- 2 ここでは、三井住友銀行グローバル・アドバイザー部（編），2009，「制度情報『中華人民共和國食品安全法』について」、『SMBC China Monthly』第47号を参照した。
- 3 ここでは、全国人大常委会法制工作委员会（編）による『中華人民共和國食品安全法積義』を参照した（全国人大常委会法制工作委员会（編）2015：113-115）。
- 4 ここでは、法律出版社法規中心（編）による『中華人民共和國食品安全法注釈本』を参照した（法律出版社法規中心（編）2015：32-37）。
- 5 ここでは、全国人大常委会法制工作委员会（編）による『中華人民共和國食品安全法積義』を参照した（全国人大常委会法制工作委员会（編）2015：33-40）。
- 6 ここでは、全国人大常委会法制工作委员会（編）による『中華人民共和國食品安全法積義』を参照した（全国人大常委会法制工作委员会（編）2015：63-70）。
- 7 ここでは、法律出版社法規中心（編）による『中華人民共和國食品安全法注釈本』を参照した（法律出版社法規中心（編）2015：102-122）。

[文献]

鎌田文彦，2008，「中国における食品の安全性確保に対する取組み」『外国の立法』235号。

悟諦，2009，「食品安全法亮点解説」中国：『大衆標準化』第6期。

『食品安全法律法規政策コンパイル』編写組（編），2015，『食品安全法律法規政策コンパイル』，中国民主法制出版社。

全国人大常委会法制工作委员会（編），2015，『中華人民共和國食品安全法積義』中国：法律出版社。

高杉友，2007，「中国における食品の安全」，『海外危機管理特集レポート』Vol.3,株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント BCM 事業本部 危機管理事業部。

中国法制出版社（編），2007，『國務院關於加強食品等產品安全監督管理的特別規定』，中国法制出版社。

杜国明，2008，「農產品質量安全的立法研究」，中国：『河北法学』第9期。

日本貿易振興機構（ジェトロ）輸出促進・農水産部，2008，「中国に食品の安全確保に関する政策と実態調査」（2007-EXD 食品規制9）平成19年度食品規制実態調査3月。

法律出版社法規中心（編），2008，『中華人民共和國民事法律法規全集（2008年）』法律出版社。

法律出版社法規中心（編），2015，『中華人民共和國食品安全法注釋本』中國：法律出版社。

李迎賓，2009，「我國食品安全管理的基本原則及主要制度解析——《食品安全法》有關問題之思考」，中國：『農業質量標準』第3期。

所屬：中國貴州大學馬克思主義學院、教授

E-mail アドレス：laiguiyang@foxmail.com